

第三十四号議案

江戸川区体育施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区体育施設条例の一部を改正する条例

江戸川区体育施設条例（昭和三十一年六月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「区民」を「江戸川区民」に改める。

第三条中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第七条中「あと」を「後」に改める。

第十三条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表一江戸川区立平井プールの項を削る。

別表二プールの項を削り、同表備考中「使用者」を「利用者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

施設の老朽化により、江戸川区立平井プールを廃止するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。